

令和7年度 集団指導

(共同生活援助・短期入所)

質問票に対する回答

Q サービス提供の記録の確認について

サービス提供記録の内容について利用者からの確認を得ていますが、確認を得たことを証明する方法としては、利用者からサービス提供記録に印鑑を押してもらうことが必須でしょうか。印鑑ではなく、本人による署名でも確認を得たことの証明になりますでしょうか。

A

サービス提供記録の確認については、基準上、利用者の確認を得ることが求められているものの、押印が必須とされているわけではありません。しかし、利用者の確認を得ていることを客観的に証明する方法として、利用者により署名や押印をしてもらうことが適切です。

なお、電子的な方法により記録の確認を得ている場合については、利用者が確認したことが客観的に分かるような仕様であれば、問題ありません。そのような仕様でない場合には、別途、サービス提供実績記録票等に利用者の署名や押印をもらうようにしてください。

Q 都加算請求の要件となる外部研修について

都加算請求の要件となる外部研修について、主として障害理解に関する研修であることが定義されていますが、虐待・権利擁護や強度行動障害等に関する研修も外部研修の対象となるでしょうか？東京都等が主催する外部研修で、都加算請求の要件となる外部研修の具体的なリストを表示して頂けないでしょうか？

A

虐待・権利擁護や強度行動障害等に関する研修も外部研修の対象としています（障害理

解を含まないものは除く)。対象となる研修の具体的なリストについては、東京都からも示されていないため、ご提示することはできませんが、個別にお問い合わせいただきましたら、東京都に確認の上、ご回答させていただきます。